

第111回島田大祭「おもてなし会場」出店募集要項

1 「おもてなし会場」開催概要

(1) 開催日時

令和7年10月11日（土）	10:00～20:00（予定）
12日（日）	10:00～20:00（予定）
13日（月・祝）	10:00～20:00（予定）

(2) 開催場所

J R 島田駅北口有料駐車場（コインパーキング）内

2 出店者募集について

(1) 出店場所

J R 島田駅北口有料駐車場の中に区切られた、26区画の出店スペース

※ 出店区画の位置は（一社）島田市観光協会にて調整、決定させていただきます。

(2) 出店日及び営業時間（開催日時と同様）

令和7年10月11日（土）	10:00～20:00（予定）
12日（日）	10:00～20:00（予定）
13日（月・祝）	10:00～20:00（予定）

◎交通規制時間（規制時間中は、車両による会場への搬入・搬出作業ができません。）

令和7年10月11日（土）	9:00～21:30（予定）
12日（日）	9:00～22:30（予定）
13日（月・祝）	7:00～21:30（予定）

※ 搬入・搬出作業時間などの詳細は、出店説明会にてお知らせいたします。

(3) 出店料

売上額の20%（島田市内に事業所を有する事業者または島田市に居住する事業者は15%）

イベント終了後は、速やかに売上の報告をお願いいたします。

報告期限：10月20日（月）

(4) 出店スペース

1事業者あたり1区画（幅4m × 奥行4m）を提供します。キッチンカーでは出店できません。

※場所のみ提供。テント・机・イス・水・発電機等は全て出店者で準備してください。

(5) 出店資格・選定方法

① 3日間全て出店可能なこと

② （飲食販売される場合）静岡県内いずれかの保健所での露店営業許可証を取得していること。

③ （飲食販売される場合）業務賠償保険等へ加入していること。

④ 静岡県、および島田市の暴力団排除条例に基づき、暴力団構成員及び暴力団準構成員が運営、もしくは販売者として従事していないこと。 ※誓約書を提出いただきます。

※ 必要書類の提出が確認できない場合、出店できません。

※ 当地域への裨益が見込まれること、当法人及び関係者とのトラブルの有無等を選定基準とします。

(6) 飲食物の販売について

飲食物（焼きそば、フランク等・飲料等）を販売する場合は「露店営業許可証」が必要です。許可が得られていない場合は出店できません。また、業務賠償保険等への加入をお願いいたします。

(7) 申込方法及び必要書類

この募集要項に同意の上で、Googleフォームでお申し込みください。

<https://forms.gle/zYnURy8qicrGhFy3A>



【申込期日】 令和7年9月5日（金）17時まで

【提出書類】

- ① 誓約書（押印したもの）
- ② （飲食販売される場合）露店営業許可証の写し
※必ず静岡県内保健所いずれかの許可証を提出してください。
- ③ （飲食販売される場合）業務賠償保険証の写し
- ※ 現場責任者の方のお名前で申し込みください。（捺印、本人確認書類についても現場責任者の方のものを提出ください。）
- ※ 期限までに提出書類が確認できない場合は出店できません。

(8) 出店者説明会の開催予定

出店が決定した方たちを対象に、出店者説明会を開催する予定です。（別途案内を送付します。）
説明会は9月18日（木）14：00からを予定していますので、出席されるようお願いします。

3 出店注意事項

- (1) 出店時は、現場責任者が常駐するようにしてください。
- (2) 出店者は、次に掲げる事項等について当事者同士で対応・解決するものとし、当協会は一切関与致しません。
 - ① 販売・提供したサービスや商品等に関する苦情・トラブル等が発生した場合。
 - ② 食中毒や調理過程、販売等の活動中に来店者等にけがを負わせるなどの事故が発生した場合。
 - ③ 他の出店者とのトラブルが発生した場合。
- (3) 当協会は、イベント終了後に出店者が販売・提供したサービス、商品等に関する苦情等の連絡を受けたときは、出店申込書に記載されている当該出店者の連絡先等を相手方に提供することがありますのでご了承下さい。
- (4) 出店内容、活動について主催者、保健所、消防署から指示があった場合これに従って下さい。
- (5) 火気・電気を使用される方は必ず消火器（業務用かつ4号以上の消火器）を出店スペース内に設置してください。
- (6) 会場の地面が油や食品類で汚れないようにブルーシート等を敷いてください。
- (7) 水を使用する場合は、各自で準備してください。
- (8) ガスボンベを使用される方は、転倒防止対策を必ず施してください。
出店に必要な安全対策・衛生対策を行って下さい。
- (9) 使い終わり又は余った食材、調味料、氷等を不法投棄しないで下さい。
- (10) お客様用のゴミ袋をブースに設置し、ゴミ袋がいっぱいになった場合は交換してください。
また、ごみは持ち帰って下さい。
- (11) 提出書類等の期限が守られない場合は、出店をお断りさせていただきます。
- (12) 静岡県暴力団排除条例並びに島田市暴力団排除条例に基づく誓約書の写しについては、当協会から暴力団ならびに関係者が関与する団体を排除する目的で、島田警察署に提供しますのでご承知おきください。
- (13) 火気器具等を取り扱う者については、島田消防署に誓約書の写しを提供しますので、ご承知おきください。
- (14) 申込内容及び露店営業許可証の写しを中部保健所に提供しますので、ご承知おきください。

【お問合せ】

（一社）島田市観光協会
〒428-0047 静岡県島田市金谷新町14-2
電話：0547-46-2844
FAX：0547-46-2861
Eメール：kankou@shimada-ta.jp